

渡辺大三 週刊 NEWS



【会派 NEWS】 2020(令和2)年2月6日号 週刊 Vol.47
ご意見ご要望はお気軽に 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301
TEL 090-3345-6929 FAX 042-381-5074
watanabedaizou@gmail.com 公式サイト daizou.org

政治資金収支報告書への虚偽記載疑惑

西岡市長、答弁を保留

実際の年月日、金額、詳しい経緯など示せず

西岡市長が前回市議選で推薦した市議会議員候補 T 氏が、副施設長を務めていた小金井市内の福祉施設の利用者の個人情報盗用して選挙運動に使用していた問題で、小金井市は、T 氏を小金井署に刑事告発しました。1月29日開催の臨時議会で、刑事告発した旨の報告がありました。

なお、前回市議選に際して、西岡市長は、T 氏の後援会に現金供与(寄付)した事実を認めています。当該後援会の収支報告事務担当者 Y 氏は、2月3日、市議会総務企画委員会において、陳述を行いました。

Y 氏は、陳述の中で、T 氏から、西岡市長の指示だからとして、現金供与(寄付)の年月日に関する虚偽記載を命じられたとの経緯を説明しました。

実際の現金供与(寄付)は平成29年1月13日であったのに、平成28年12月20日に受け取ったと虚偽記載したというのです。

政治資金規正法は、年間(1月1日から12月31日まで)の寄付額が5万円を超える場合、つまり5万1円以上の場合、寄付者の氏名を収支報告書に記載することを義務付けています。しかし5万円以下の場合、名前を記載しないでもいいのです。

西岡市長が、市議候補である T 氏の後援会に5万円を超える現金供与(寄付)をしようとする一方、現金供与(寄付)の事実を市民に知られたくない場合は、平成28年と29年に振り分けて記載する必要が生じるわけですが、実際の現金供与(寄付)の年月日と異なる年月日を収支報告に記載すれば、政治資金規正法違反になります。

私は、総務企画委員会の質疑で、西岡市長に対し、実際に現金供与(寄付)した年月日を明らかにするよう求めましたが、西岡市長は具体的な年月日や金額を明らかにすることができず、調査の時間がほしいとして、答弁を保留しました。

いつ答弁できるようになるのかは分かりませんが、市民や議会に対して、年月日、金額、詳しい経緯をきちんと説明すべきです。

癒着を断ち切る条例が必要

現行の法令では、政治家が、選挙区内の別の政治家の後援会に現金を供与(寄付)することは禁止されていません。つまり、衆議院議員や都議会議員や市長が、市議会議員の後援会に現金供与することは可能です。

しかし、特に市長による市議(候補含む)への現金供与(寄付)には問題があります。

市議は、市長が提出する予算案、条例案、人事議案、契約議案などを審議・議決する直接的な「職務権限」を有しているからです。また、市議の重要な仕事は市長の行政執行を監視することにあります。したがって、市長による現金供与は、市議に対する「賄賂(わいろ)」以外の何物でもありません。

国に対して、法令の改正を求めていくと同時に、改正までの間、市条例に「現金供与(寄付)の自粛の努力義務」を規定するなどして、癒着を断ち切る工夫が要ると考えています。

さっそく、作業を開始します。

(了)